

公立大学法人広島市立大学寄附金等取扱規程

平成22年4月1日

規 程 第 80 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）における寄附金等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。ただし、広島市立大学基金の取扱いについては別に定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金等 法人の定款に定める業務の支援を目的として寄附される現金、有価証券及び固定資産等をいう。
- (2) 現金 公立大学法人広島市立大学会計規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第5号。以下「会計規則」という。）第15条第1項第1号に規定する現金をいう。
- (3) 有価証券 会計規則第15条第2項に規定する有価証券をいう。
- (4) 固定資産等 公立大学法人広島市立大学固定資産管理規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第66号）第4条第1項第1号に規定する固定資産等をいう。
- (5) 寄附者 本学に寄附を申し出る者をいう。

(受入れの制限)

第3条 次に掲げる条件を付した寄附金等は、受け入れることができない。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 寄附金等による学術研究の結果得られた知的財産権を無償で寄附者に譲渡すること。
- (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すこと。
ただし、研究助成団体へ応募又は申請し採択された助成金にあらかじめ取消し等に関する特別の定めがある場合を除く。
- (5) 寄附金等を受け入れることにより法人に財政負担が伴うもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、業務運営に支障があると理事長が認めるもの

(寄附に付することができる条件)

第4条 寄附者は、寄附金等に次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 研究分野、研究内容又は事業内容を指定すること。
- (2) 特定の教職員を指定すること。

(寄附の申込み)

第5条 寄附者は、所定の事項を記入した寄附申込書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。ただし、研究助成団体による採択通知又はそれに準ずる文書があるときは、寄附申込書の提出を省略することができる。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、受入れが適当と認めた場合は、当該寄附の受入れを決定するものとする。

(寄附者への通知)

第7条 理事長は、前条の決定をした場合は、金銭であれば寄附金受入決定書（様式第2号）により、有価証券又は固定資産であれば寄附受入書（様式第3号）により、その旨を寄附者に通知するものとする。ただし、研究助成団体からの助成金については、寄附金受入決定書の通知を省略することができる。

(収納通知)

第8条 理事長は、寄附金の入金を確認したときは、寄附者に対し、寄附金受領書（様式第4号）を送付するものとする。ただし、第5条のただし書きにより寄附申込書の提出を省略した場合は、寄附者に対し寄附金受領書（様式第5号）を送付するものとする。

(寄附金の使途)

第9条 寄附金に基づく経費の使途については、次のとおりとする。

- (1) 研究遂行等に必要な経費（以下「直接経費」という。）
- (2) 研究遂行に関連し必要となる管理経費（以下「間接経費」という。）

2 前項第2号の間接経費は、寄附金額の20パーセントに相当する額とする。ただし、理事長が必要と認める場合は、20パーセントに相当する額と異なる額とすることができる。

(使途の特定)

第10条 理事長は、使途が特定されない寄附金等を受け入れるときは、その使用に先立ち使途を特定するものとする。

(教職員が受けた助成金等)

第 1 1 条 教職員が助成金等(渡航旅費助成等の特定目的助成金を除く。)の交付等を受けた場合において、当該助成金等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員は、法人に当該助成金等相当額を寄附しなければならない。

- (1) 当該教職員の職務上の教育又は研究を援助しようとするもの
- (2) 法人の施設又は設備を使用して業務を実施しようとするもの
(使途の変更等)

第 1 2 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金等の使途の変更及び移し替えを行うことができる。

- (1) 寄附の目的が達せられ、残額がある場合
- (2) 寄附金等を使用して研究を行う教職員の退職等に伴い、寄附金等を他の機関に移し替え、又は他の教職員による研究に変更する場合
(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 3 月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 2 項の規定は、研究の開始日を同年 10 月 1 日以降として受入れを決定した寄附から適用する。

様式 略